
サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること
(コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む)

ビス、特に、内陸水路における運送サービス、鉄道運送サービス及び道路運送サービスを含む。ただし、航空運送サービスを除く。を入手すること。

(c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d) あらゆる手段により業務上の情報を提供すること
(コンピュータ情報)

む。ただし、附属書IV Bの規定に従うことを条件とする。)

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。)を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること(ただし、外国の人員の場合には、附属書VI第A部における各分野に共通の約束に従うことを条件とする。)

報システム及び電子データ交換を含む。ただし、附属書IV Bの規定に従うことを条件とする。)

(e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。)を確立すること及び日本国において必要とされる人員を任用すること(ただし、外国の人員の場合には、附属書VI第A部における各分野に共通の約

A 海上運送の補助的	
	<p>(4) (a) 船員については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を務めること。</p>
	<p>(4) (a) 船員については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(b) 前記(3)(b)に定める業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(f) 船舶の寄港の準備を行い又は必要な場合には貨物を引き受ける企業の代理を務めること。</p> <p>束に従うことを条件とする。</p>

<p>(f) 引揚げその他の</p>	<p>(f) 海上運送の代理店サービス (七四八**)</p>	<p>なサービス (a) 押し船及び引き船のサービス (七二一四)</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>

<p>B 内陸水路における 運送サービス</p> <p>(c) 乗組員を伴う船 の賃貸</p>	<p>(f) 海上貨物運送取 扱サービス (七四八、七四 九)</p>	<p>救助サービス、給 水サービス、給油 サービス及びごみ 収集サービス (七四五四、七四 五九)</p>
<p>(2) (1) 船舶について日本国籍を 約束しない。</p>	<p>(1) 事務所の登録が必要であ る。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(2) (1) 船舶について日本国籍を 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

(七二二三)

取得するには、国籍要件
(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場
(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。内航海運を目的とした船舶の賃貸サービスのための免許を与えられる船舶の数は、制限することができる。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律により設立された法人で

取得するには、国籍要件
(注)を満たす必要がある。日本国籍を有しない船舶は、日本国の不開港場
(注)へ寄港すること及び内航海運サービスを提供することを認められない。

注 この分野において、

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならぬことをいう。

- (a) 日本国籍を有する自然人
- (b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を

<p>(d) 船舶の保守及び修理 (八八六八)</p>	
<p>(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 る港を含む。 港として追加的に定める港を含む。 は、将来、関税法が開港として追加的に定めるとおりである。)に の約束表の付録に掲げるとおりである。 「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 有するもの あつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの</p>
<p>(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 る港を含む。 港として追加的に定める港を含む。 は、将来、関税法が開港として追加的に定めるとおりである。)に の約束表の付録に掲げるとおりである。 「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 注 「不開港」とは、関税法に規定する開港以外の港をいう。「開港」(その一覧は、この約束表の付録に掲げるとおりである。)に 有するもの</p>

<p>(f) 引揚げその他の 救助サービス、給 水サービス、給油 サービス及びごみ 収集サービス (七四五四、七四 五九)</p>	<p>(e) 押し船及び引き 船のサービス (七二二四)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p>

<p>(e) 協定第五十八條 6 (t)に定める航空 運送サービスの販 売及びマーケティ ング</p>	<p>C 航空運送サービス (d) 協定第五十八條 6 (s)に定める航空 機の保守及び修理 のサービス</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 航空機製造事業法によ り、サービス提供者に付与 される免許の数は、制限す ることができる。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>E (a) 鉄道運送サービス (七一一一)</p>	<p>D 宇宙運送 (七三三)</p>	<p>(e) 協定第五十八条 6 (u)に定めるコン ピュータ予約シス テムのサービス</p>	
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>(d) 鉄道運送機器の 保守及び修理のサ ービス (八八六八)</p>	<p>(c) 押し列車及び引 き列車のサービ ス (七一三)</p>	<p>(b) 貨物運送 (七一三)</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 約束しない。</p>	<p>(4) 約束しない。 (3) 約束しない。</p>

<p>F 道路運送サービス</p> <p>(a) 旅客運送 (七一一一、七一二二、七一二二)</p>	<p>(e) 鉄道運送サービスの支援サービス</p>	<p>(d) 鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 道路運送法に規定する</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 道路運送法に規定する</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>一三、七二二一 四、七二二二)</p>	<p>(b) 貨物運送（海上運送と接続する道路貨物運送サービスを含む。） (七二二三)</p>
<p>「一般乗用旅客自動車運送事業」については、サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置をとることがある。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) サービス提供者の数、サービスの産出量又はサービスの産出量を制限する緊急調整措置をとることがある。</p> <p>(4) 運転者を伴う車両の賃貸サービスについては、約束しない。</p>
<p>「一般乗合旅客自動車運送事業」については、外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 運転者を伴う車両の賃貸サービスについては、約束しない。</p>

<p>(e) 道路運送サービスの支援サービス</p>	<p>(d) 道路運送機器の保守及び修理のサービス (六一一二、八八六七)</p>	<p>(c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸 (七一二四)</p>	
<p>(2) (1) 約束しない。制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。制限しない。約束しない。約束しない。</p>	<p>各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(2) (1) 約束しない。制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) (1) 約束しない。* 制限しない。各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。制限しない。約束しない。約束しない。</p>	<p>各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(a) 燃料の輸送 (七一三一)</p> <p>(b) 報酬を受けて 又は契約に基づ</p>	<p>G (a) 燃料の輸送 (七一三一)</p> <p>(a) 報酬を受けて 又は契約に基づ いて行う天然ガ スの輸送サービ ス</p>	<p>(七四四)</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 注 サービスを提供する</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) ガス事業法により、サー ビス提供者に付与される免 許の数は、制限することが できる。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(a) ス H 送の補助的なサービ ス 貨物取扱サービ</p>	<p>(b) の輸送サービス (七一三九)</p>	<p>いて行う石油の 輸送サービス</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 前に、石油パイプライ ン事業法に基づく許可 が必要である。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 しない。</p>

<p>(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス (七四二)</p>	<p>(b) 倉庫サービス (石油及び石油製品に関連するサービスを除く。) (七四二)</p>	<p>ス(海上運送サービスに関連するサービスを除く。) (七四一)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>

<p>(d) 日本国内の通関業サービス</p>	<p>(c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物運送取扱サービスを除く。） (七四八)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 約束しない。* (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 約束しない。* (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス (九五、九七、九八、九九) 家事支援サービス (社会事業サービスに分類されているサービスを除く。)</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

付録

日本国の開港の一覧（この協定の署名の日現在のもの）

紋別

網走

花咲

釧路

十勝

苫小牧

室蘭

函館

小樽

石狩湾

酒田 能代 秋田船川 仙台塩釜 石巻 気仙沼 大船渡 釜石 宮古 八戸 青森 稚内 留萌

相馬

小名浜

日立

常陸那珂

鹿島

木更津

千葉

京浜

横須賀

直江津

柏崎

新潟

伏木富山

尾鷲 津 四日市 名古屋 衣浦 三河 御前崎 清水 田子の浦 敦賀 内浦 金沢 七尾

宮津
舞鶴
阪南
大阪
尼崎西宮芦屋
神戸
東播磨
姫路
相生
新宮
和歌山下津
境
浜田

宇野
水島
福山
尾道系崎
竹原
吳
広島
土生
岩国
平生
徳山下松
三田尻中関
山口

新居浜 今治 松山 宇和島 高松 坂出 丸龜 詫間 橘 德島小松島 関門 萩 宇部

三島川之江

高知

須崎

博多

苅田

三池

唐津

伊万里

長崎三重式見

松島

佐世保

松浦

巖原

喜入 鹿兒島 志布志 油津 細島 佐伯 津久見 佐賀関 大分 熊本 三角 八代 水俣

石垣 平良 那霸 金武中城 川内 枕崎

シンガポールの約束表

注釈

1 この約束表におけるサービス分野の分類は、国際連合統計部の千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（CPC）による（ただし、CPC番号が明記されていない場合を除く）。記載の順番は、千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一二〇で使用されているサービス分野分類表を反映している。特定の約束の記載は、千九百九十三年九月三日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一六四及び千九百九十三年十一月三十日付けのガット事務局文書MTN・GNS W 一六四 追補一に言及されている指針に従っている。

2 個別の中央生産物分類番号に付された「**」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。「約束しない。」*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

3 この約束表は、協定第六十三条に従って作成され、次の二の部から成る。

(a) 第一部は、シンガポールによるすべての特定の約束に適用される各分野に共通の約束を含む。

(b) 第 部は、分野ごとの特定の約束の表である。

4 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、協定が適用されないので、この約束表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物運送取扱サービスを含まない。

5 協定第七章は海上運送分野の内航海運に適用されないので、内航海運は、この約束表に含まれない。

第I部 各分野に共通の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この約束表に掲げるすべての分野		(1)、(2)、(3)、(4) 次にいうすべての補助金又は交付金については、約束しない。 (i) 現地企業を発展させることを助長するためのもの	

-
-
-
- (ii) 法人が事業を拡張し及び改善することを支援するためのもの
- (iii) その他の国家政策上の考慮（社会福祉、人材開発、文化振興、住宅、教育及び健康に関するものを含む。）に基づき供与されるもの
- (3) 法人の業務上の拠点、設立の権利及び移転については、次の規定に従うものとする。
- Ⅰ 企業を登録しようとする外国人は、シンガポール市民、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者のいずれかである現地の支配人を置く必要がある（ただ
-

し、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者である外国人は、現地の支配人を任用することなく、企業を登録することができる。

— 少なくとも一名の役員は、現地在住でなければならぬ。

— シンガポールにおいて登録されるすべての外国企業の支店は、少なくとも二名の現地在住の代理人を置かなければならぬ（現地在住者と認められるためには、シンガポール市民、シンガポール永住者又はシンガポール労働許可証の所持者のい
